

令和3年度 職業訓練指導員講習 (48時間講習)ご案内

〈厚生労働大臣の指定する講習〉

公共職業訓練及び認定職業訓練施設で訓練を担当する職業訓練指導員は、免許を受けた者でなければならないことになっています。この講習は職業能力開発促進法に基づき、職業訓練指導員免許を受けるために修了しなければならない厚生労働大臣の指定する講習として、講習修了者（確認試験合格者）には申請により、北海道知事名で免許証が交付されます。

昨年と一部受付の方法等が変わります

※新型コロナウイルスの影響等により、講習を中止する場合があります。
※申込期間内でも、定員になり次第締切りになります。

申込期間と書類受付期限 ※案内書の3頁を参照して下さい。

(1) 申込期間 11月24日(水)～12月3日(金)

受講を希望する実施地区に次のとおり申し込んでください。(7頁参照)

- ・札幌市：氏名（フリガナ）、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、免許職種、受講資格法令条項を北海道職業能力開発協会にメールで送信して下さい。また、訓練業務を担当する方（P4の注）はメールの中でその旨申し出下さい。（E-mail）48kousyu@h-syokunou.or.jp
→北海道職業能力開発協会から申込者あて受付番号等を返信します。（申込者のアドレスに返信）
- ・函館市：あらかじめ渡島地方技能訓練協会に連絡の上、申込を行ってください。
- ・旭川市：あらかじめ上川地方技能訓練協会に連絡の上、申込を行ってください。
- ・北見市：あらかじめオホーツク管内職業能力開発協会に連絡の上、申込を行ってください。
- ・釧路市：あらかじめ釧路地方職業能力開発協会に連絡の上、申込を行ってください。

(2) 書類受付期限 12月10日(金)

(3) 受付団体

北海道職業能力開発協会
(技能振興部技能振興課)

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号

北海道立職業能力開発支援センター内

TEL 011-825-2387/FAX 011-825-2390

ホームページ <http://www.h-syokunou.or.jp>

E-mail 48kousyu@h-syokunou.or.jp

別表第十一（第三十七条、第四十五条関係）

免許職種	訓練科	免許職種	訓練科	免許職種	訓練科
1 園芸科	園芸サービス系園芸科	43 和裁科	裁縫系和裁科	85 土木科	土木系土木施工科
2 造園科	園芸サービス系造園科	44 寢具科	裁縫系寝具科	86 測量科	土木系測量・設計科
3 森林環境保全科	森林系森林環境保全科	45 帆布製品科	帆布製品系 帆布製品製造科	87 建築物設備管理科	設備管理・運転系ビル管理科
4 鉄鋼科	金属材料系鉄鋼科	46 木型科	木材加工系木型科	88 ボイラー科	設備管理・運転系ボイラー運転科
5 鑄造科	金属材料系铸造科		木型科		ボイラー運転科
6 鍛造科	金属材料系鍛造科		木材加工系木工科		揚重運搬機械運転系
7 热処理科	金属材料系热処理科	47 木工科	木材加工系木工科 製材科		クレーン運転科
	金属加工系塑性加工科		木工科		玉掛け科
8 塑性加工科	金属プレス科 製罐科 板金科	48 工業包装科	木材加工系工業包装科	89 クレーン科	揚重運搬機械運転系
		49 紙器科	紙加工系紙器製造科		クレーン運転科
9 溶接科	金属加工系溶接科	50 製版・印刷科	印刷・製本系製版科	90 建設機械運転科	建設機械運転科
10 構造物鉄工科	金属加工系構造物 鉄工科	51 製本科	印刷・製本系印刷科		建設機械運転科
	金属表面処理系 めつき科	52 プラスチック製品科	プラスチック系 プラスチック製品成形科	91 港湾荷役科	揚重運搬機械運転系港湾荷役科
11 金属表面処理科	金属表面処理系 陽極酸化処理科	53 レザー加工科	レザー加工系靴製造科 レザー加工系鞄製造科		港湾荷役科
		54 ガラス科	ガラス加工系 ガラス製品製造科		玉掛け科
12 機械科	機械系機械加工科 機械系精密加工科 機械系機械製図科	55 ほうろう製品科	窯業製品系 ほうろう製品製造科		
		56 陶磁器科	窯業製品系 陶磁器製造科	92 化学分析科	化学系化学分析科
13 電子科	電気・電子系 電気通信設備科 電気・電子系 電子機器科	57 石材科	石材系石材加工科 石材科	93 公害検査科	化学系公害検査科
		58 麺科	食品加工系製麺科	94 木材工芸科	工芸系木材工芸科
14 電気科	電気・電子系 製造設備科 電気・電子系 電気機器科 電気・電子系 電気製図科	59 パン・菓子科	食品加工系 パン・菓子製造科	95 竹工芸科	工芸系竹工芸科
		60 食肉科	食品加工系食肉加工科	96 漆器科	工芸系漆器科
		61 水産物加工科	食品加工系水産加工科	97 貴金属・宝石科	工芸系貴金属・宝石科
		62 発酵科	食品加工系 発酵製品製造科	98 印章彫刻科	工芸系印章彫刻科
		63 建築科	建築施工系木造建築科 建築施工系建築設計科	99 塗装科	塗装系金属塗装科
		64 枠組壁建築科	建築施工系 枠組壁建築科		塗装系木工塗装科
		65 とび科	建築施工系とび科 とび科		塗装系建築塗装科
		66 建設科	建築施工系 鉄筋コンクリート施工科	100 広告美術科	デザイン系広告美術科
			建設科	101 デザイン科	デザイン系工業デザイン科
		67 プレハブ建築科	建築施工系 プレハブ建築科	102 義肢装具科	デザイン系商業デザイン科
			プレハブ建築科	103 電気通信科	義肢・装具系義肢・装具
		68 屋根科	建築外装系屋根施工科	104 電話交換科	通信系電気通信科
		69 スレート科	建築外装系 スレート施工科		オフィスビジネス系
		70 建築板金科	建築外装系 建築板金科		電話交換科
			板金科 (建築板金に係るものに限る)	105 事務科	オフィスビジネス系
		71 防水科	建築外装系防水施工科		経理事務科
		72 サッシ・ガラス施工科	建築外装系 サッシ・ガラス施工科		オフィスビジネス系
		73 施工科	建築内装系 施工科		一般事務科
		74 インテリア科	建築内装系 インテリア・サービス科		オフィスビジネス系
		75 床仕上げ科	建築内装系 床仕上げ施工科	106 貿易事務科	OA事務科
		76 表具科	建築内装系表具科		オフィスビジネス系
		77 左官・タイル科	建築仕上げ系 左官・タイル施工科		貿易事務科
		78 築炉科	建築仕上げ系築炉科		流通ビジネス系
		79 ブロック建築科	建築仕上げ系 ブロック施工科	107 流通ビジネス科	ショップマネジメント科
			ブロック建築科		流通ビジネス系
		80 熱絶縁科	建築仕上げ系 熱絶縁施工科		流通マネジメント科
		81 冷凍空調機器科	設備施工系 冷凍空調設備科	108 写真科	写真系写真科
		82 配管科	設備施工系配管科		社会福祉系
		83 住宅設備機器科	設備施工系 住宅設備機器科	109 介護サービス科	介護サービス科
			住宅設備機器科	110 理容科	理容・美容系理容科
		84 さく井科	土木系さく井科	111 美容科	理容・美容系美容科
			さく井科	112 ホテル・旅館・ レストラン科	ホテル・旅館・レストラン科
				113 観光ビジネス科	接客サービス系
					観光ビジネス科
				114 日本料理科	接客サービス系
				115 中国料理科	調理系日本料理科
				116 西洋料理科	調理系中国料理科
				117 臨床検査科	調理系西洋料理科
				118 フラワー装飾科	保健医療系臨床検査科
				119 メカトロニクス科	装飾系フラワー装飾科
					メカトロニクス系
					メカトロニクス科
					第一種情報処理系
					OAシステム科
					第一種情報処理系
					ソフトウェア管理科
					第一種情報処理系
					データベース管理科
				120 情報処理科	第二種情報処理系
					プログラム設計科
					第二種情報処理系
					システム設計科
					第二種情報処理系
					データベース設計科
					データベース設計科
				121 フォークリフト科	データベース設計科
				122 建築物衛生管理科	データベース設計科
				123 福祉工学科	データベース設計科

1 免許職種

職業訓練指導員の免許は、厚生労働省令（規則別表第十一）で左記に定められた免許職種ごとに交付されます。

別表第十一に示されているとおり、免許職種に対応する訓練科の普通訓練課程及び短期訓練課程を担当することができます。

なお、この免許証の取得者は、技能検定1級、2級、3級及び単一等級の受検にあたり、該当の技能検定職種の学科試験が免除（8ページ別表第十一の二）になる外、労働安全衛生法等に基づく資格取得に際し、作業主任者の免許又は試験科目、あるいは技能講習の科目が一部免除になります。（職種によって異なります。）

2 受講資格

この講習を受講するには次の一覧表のいずれかに該当していなければなりません。

職業訓練指導員資格取得講習会（48時間講習）受講資格

法 令 根 拠			受 講 資 格	実務経験年数	提出書類 (4頁参照)
法 第 28 条 第 3 項	規則第39条1号 規則附則第9条 号	規則第39条1号	1級または単一等級の技能検定合格者 (電子回路接続及びバルコニー施工を除く)	0	1. 3. 6
		1 号	学校教育法による大学卒業者 (免許職種に関する学科を修了した者)	2	1. 2. 3. 4 ※特別履修証明書
		2 号	学校教育法による短期大学または高等専門学校 (高専)卒業者 (免許職種に関する学科を修了した者)	4	1. 2. 3. 4 ※特別履修証明書
		2号の2	応用課程の高度職業訓練修了者 (技能照査合格者)	1	1. 2. 3. 5. 6.
		2号の3	専門課程の高度職業訓練修了者 (技能照査合格者)	3	1. 2. 3. 5. 6
	労 働 省 告 示 第 38 号	1 号	専門課程の高度職業訓練修了者	4	1. 2. 3. 5
		1号の2	普通課程の普通職業訓練修了者 (技能照査合格者)	6	1. 2. 3. 5. 6
		1号の3	普通課程の普通職業訓練修了者	7	1. 2. 3. 5
		2 号	短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	10	1. 2. 3. 5
		3 号	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	1. 2. 3. 5

法 令 根 拠		受 講 資 格		実務経験年数	提出書類 (5頁参照)
法 第 28 条 第 3 項	3 号	労 働 省 告 示 第 38 号	4 号	外国の学校（学校教育法による大学と同等以上と認められるもの）卒業者	2 1. 2. 3. 4
			5 号	旧法による認定職業訓練（3年）、または改正前の労働基準法による技能者養成の修了者	7 1. 2. 3. 5
			6 号	学校教育法による高等学校卒業者（免許職種に関する学科を修了した者）	7 1. 2. 3. 4 ※特別履修証明書
			7 号	旧法の職業訓練（2年及び3,600時間）、または旧法の認定職業訓練（2年）修了者	8 1. 2. 3. 5
			8 号	旧法の職業訓練（1年及び1,800時間）、または改定前の職業安定法の職業補導（1年及び、1,824時間）修了者	10 1. 2. 3. 5
			9 号	旧法の施行前の失業保険法による職業訓練（1年及び1,824時間）修了者	10 1. 2. 3. 5
			10 号	旧法による家事サービス職業訓練担当者	0 1. 2. 3
			11 号	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	3 1. 2. 3. 5. 6
			11号の 2	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4 1. 2. 3. 5
			11号の 3	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者（技能照査合格者）	6 1. 2. 3. 5. 6
			12 号	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者	7 1. 2. 3. 5
			13 号	昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練修了者	10 1. 2. 3. 5
			14 号	前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者	15 1. 2. 3. 7

- ① 学校、各種訓練、実務経験年数は、ともに免許職種と同一の職種に限ります。
- ② 「旧法」…廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
- ③ 受講資格中、高度職業訓練、普通職業訓練とは、平成5年改正前の養成訓練のことです。

注 1 実務経験年数は、各課程の修了後又は卒業後の年数です。

2 技能検定職種と指導員免許職種について

(1) 技能検定職種があり、職業訓練指導員免許職種がないものは13職種あります。

溶射、金属ばね製造、ロープ加工、プリント配線板製造、産業車両整備、空気圧装置組立、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示

(2) 職業訓練指導員免許職種があり、48時間講習の受講資格のない職種は2職種あります。

電子回路接続、バルコニー施工

3 14号について

- (1) 昭和60年10月1日付け、能発第210号、労働省職業能力開発局長通達により、「新たに訓練科目が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係る実務の経験年数が15年以上である者とすること。」により様式3-1が必要です。
- (2) 平成27年3月30日付け、能発0330第3号、厚生労働省職業能力開発局長通達「委託訓練の実施要領」により、訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は能開法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であるため様式3-2が必要です。

●根拠法令

職業能力開発促進法第28条第3項第3号及び第4号

職業能力開発促進法施行規則第39条第1項第1号

職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項

昭和44年10月1日労働省告示第38号（平成12年12月25日改正）

昭和45年7月1日労働省告示第39号（平成12年12月25日改正）

3 講習受付等について

昨年と受付の方法が変わります。

（受講の申込等ではメールを活用します。受講料は銀行口座への入金とします）

- 申込人数に定員があります。（受付期間内でも定員に達し次第締め切りになります。）
※定員については、案内書の7頁を参照して下さい。

●申込期間 11月24日（水）～12月3日（金）

●書類郵送（提出）期限 12月10日（金）

(1) 受講申込と受付

受講を希望する実施地区に次のとおり申し込んでください。（7頁参照）

・札幌市

氏名（フリガナ）、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号、免許職種、受講資格法令条項を北海道職業能力開発協会にメールで送信して下さい。また、訓練業務を担当する方（4頁の注）はメールの中でその旨申し出下さい。（E-mail）48kousyu@h-syokunou.or.jp

→北海道職業能力開発協会から申込者あて受付番号等を返信します。（申込者のアドレスに返信）

・函館市：あらかじめ渡島地方技能訓練協会に連絡の上、申込を行ってください。

・旭川市：あらかじめ上川地方技能訓練協会に連絡の上、申込を行ってください。

・北見市：あらかじめオホーツク管内職業能力開発協会に連絡の上、申込を行ってください。

・釧路市：あらかじめ釧路地方職業能力開発協会に連絡の上、申込を行ってください。

（2）申請書類提出

- ・申請書類は担当団体を経由して実施地区の協会に提出するか、又はご本人が実施地区の協会に郵送して下さい。（書類は全てコピーとし、原本は受講初日に持参願います。）

- ・郵送期間内に到着しなかった場合は受付できません。
- ・受講申込を行わず申請書類を郵送した場合も受付できません。

(3) 申請書類の審査など

- ・申請書類を審査し、審査の結果を実施地区の協会から電話連絡します。
- ・実施地区の協会への申込者が15名未満の場合には講習を実施しません。
※受講申請書、履歴書には、メールアドレス及び日中連絡の取れる携帯電話番号を記載願います。

(4) 受講料等の入金

- ・実施地区の協会から請求書を郵送します。
- ・請求書に記載された期日までに指定された銀行口座に入金し、口座振込書（銀行等の領収印のあるもの）の写しを実施地区協会にメール（PDF）またはFAXで送信して下さい。（実施地区によっては、現金書留による送金など別の支払方法とする場合がありますので、その場合は実施地区的指示に従ってください。）
※期日まで入金がない場合には、申請受付を無効とします。

(5) 領収書・受講票

- ・実施地区の協会から郵送します。

(6) 受講当日

- ・受講票に記載された持ち物を持参してください。
- ・(2) 申請書類提出で提出（コピー）した書類の原本。
- ・教科書と例題集等資料は当日配布します。

注) 次の方に優先的に受講していただきますので、予めご了承ください。

- ・訓練業務（北海道において職業訓練施設で実施している訓練科）を担当する方

※ここで言う訓練業務とは国、北海道、高齢者・障害・求職者雇用支援機構の行う公共職業訓練及び民間企業や団体が都道府県知事の認定を受けて行う認定職業訓練のことです。

4 提出書類

- 1 受講申請書（様式1）
- 2 実務経歴証明書（様式2-1）
- 3 履歴書（様式2-2）写真は必ず貼ってください。
- 4 学歴証明書（卒業（修了）証書及び専門学科の細目についての履修証明書）
※履修証明書は成績証明書でも可
- 5 訓練歴証明書（修了証等、写し可）
- 6 資格等取得証明書（1級、単一等級合格証書、技能照査合格証書、写し可）
- 7 受講資格証明書（様式3-1、3-2のそれぞれに該当するもの）
※特別履修証明書（別表第十一に掲げる科目と、卒業した教育機関での履修科目が合致するかを審査する書類。該当する方は、所定の証明書を添付して下さい。）
 - ・証明書には卒業した教育機関の記入・押印が必要となります。
 - ・別表第十一に掲げる科目と卒業した教育機関での履修科目の合致の具体的な内容等、詳細については、北海道職業能力開発協会にお問い合わせ下さい。

- ※ 実務経験は、現場作業の外に管理監督・訓練・研究の実務年数を含めます。
- ※ 受講資格により提出する書類が違いますので、受講資格一覧表の提出書類の欄を参照してください。
- ※ 補講を希望する場合は上記提出書類と補講申請書、前回（前年）の受講票（写しでもよい）を提出してください。（電話での受講申請は必要です。）
また、次に該当する者は受講できません。
 - (1) 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令※で定めるもの
 - ※精神の機能障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (2) 禁固以上の刑に処された者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 申請書等の記入方法

(1) 受講申請書の記入について

氏名、生年月日は戸籍上の氏名、生年月日を正確に記入してください。
免許職種名は別表第十一のとおりです。免許職種と対応する訓練科を間違えないようにしてください。

(2) 実務経歴証明書

証明は、所属組合・団体又は事業所の代表者から経歴全期間の証明をもらってください。

受講者が事業主の場合は、所属する団体・組合等から証明をもらってください。

(3) 履歴書

住所は、合格通知等に使用されるので、アパート、マンション名・部屋番号を、又下宿・間借り等は〇〇方等を正確に記入してください。

又、受講申請後、住所を変更した場合は、受付をした団体に直ちに連絡してください。

6 手数料、講習の内容について

(1) 受講に必要な金額

24,200円（受講決定後、実施地区の協会から請求書を送付します）

（内訳）

- ①受講料 20,300 円（含消費税）
- ②教科書代 3,900 円（含消費税）

※受講者として決定した後は、取消・受講欠席等の事由が生じても、受講料はお返しできません。

(2) 講習資料

ア 教科書は、「11訂版 職業訓練における指導の理論と実際」（一般財団法人

職業訓練教材研究会)です。

イ その他、北海道職業能力開発協会が編さんした「例題集」などを配布します。

(3) 講習科目等の基準

教 科	講習時間	内 容
職 業 訓 練 原 理	4時間	職業訓練の沿革・目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質 等
教 科 指 導 方 法	16時間	訓練実施計画、指導の準備・進め方、教材の活用、訓練評価 等
安 全 衛 生	3時間	安全管理、安全の確保、労働と健康、労働衛生管理 等
訓 練 生 の 心 理	7時間	訓練生の理解と支援、生涯発達の理解、技能習得の心理 等
生 活 指 導	6時間	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法 等
職業能力開発関係法規	4時間	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準法 等
事 例 研 究	6時間	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録 等
確 認 試 験	2時間	
計	48時間	

(4) 確認試験及び講習の修了

ア 確認試験は、各教科の内容を理解したか否かを判定する為に実施します。

イ 講習の修了証書は、確認試験において一定の基準(60%以上)に達し、全講習時間(48時間)の80%以上受講した者に交付します。 $(48H \times 80\%) = 38.4H = 38\text{時間}24\text{分}$ 、 $48H - 38.4H = 9.6H = 9\text{時間}36\text{分}$ 以上休むと修了証書は交付されません。)

ウ 試験の受け方は、全道統一されておりますので、当日係員の説明に従ってください。

7 棄 講

確認試験において所定の合格基準に達しなかった者については次の年度一回に限り、受講料免除で再受講できます。

この場合は、前回(前年)の受講票(写し可)と補講申請書(様式6)及び4頁の提出書類2~7までの該当書類を提出してください。

8 講習修了資格の取消し

受講に関して次のような不正行為があったときは、講習を停止し、修了証書交付後に判明したときは、その修了を取消すとともに、修了証書を返還していただきます。

- (1) 確認試験の受験に際し、不正行為を犯したとき。
- (2) 確認試験の問題等秘密事項について、関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき。
- (3) 受講申請書、履歴書、経歴証明書等の内容を偽って記入した場合。
- (4) その他受講に関して不正行為があつた場合。

9 指導員免許の申請(合格者のみ)

講習最終日に実施する確認試験に合格した方には、後日、指導員免許の申請に必要な書類を送付しますので、最寄りの総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課で手続きをお願いします。

※各総合振興局・各振興局一覧表を参照

※手続き時に、北海道収入証紙(2,300円)が必要です。

10 携行品

- (1) 提出書類の原本
- (2) 教科書、例題集等の講習資料、ノート（教科書等講習資料は会場で配布）
- (3) 筆記用具（鉛筆、消しゴム、マーカー等）
- (4) 計算用具（小型電卓等）
- (5) 上 靴（会場により異なります。）
- (6) その他
 - ・電 話 原則として取りつぎません。
 - ・携帯電話 受講中は、マナーモード又は、電源をお切り下さい。
 - ・駐 車 場 会場の指示に従ってください。
 - ・昼 食 会場の指示に従ってください。

11 実施予定会場及び講習期間は次のとおりです。

実施地区	開催場所	実施（予定）年月日 ／定員	担当団体
札幌市	札幌市産業振興センター 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL:011-820-3033	令和4年1月18日 ～1月26日 (土・日除く) 定員：45名	北海道職業能力開発協会 TEL:011-825-2387 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内
函館市	函館市職業訓練センター 〒040-0042 函館市東川町1-2 TEL:0138-23-2769	令和4年2月14日 ～2月22日 (土・日除く) 定員：15名	渡島地方技能訓練協会 TEL:0138-23-2769 〒040-0042 函館市東川町1-2 函館市職業訓練センター内
旭川市	北海道立旭川高等技術専門学院 〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1-1 TEL:0166-65-6667	令和4年1月17日 ～1月25日 (土・日除く) 定員：15名	上川地方技能訓練協会 TEL:0166-46-5278 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番地 上川総合振興局商工労働観光課内
北見市	北見地域職業訓練センター 〒090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 TEL:0157-61-3116	令和4年1月18日 ～1月26日 (土・日除く) 定員：15名	オホーツク管内職業能力開発協会 TEL:0157-61-3116 〒090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 北見地域職業訓練センター内
釧路市	釧路地域職業訓練センター 〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2-20 TEL:0154-52-1150	令和4年1月17日 ～1月25日 (土・日除く) 定員：15名	釧路地方職業能力開発協会 TEL:0154-52-1150 〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2-20 釧路地域職業訓練センター内

※受講申込者が少ない場合は、開催を中止することがあります。

※会場及び実施月日について変更する場合がありますので、ご承知下さい。

技能検定の学科免除に該当する指導員免許職種一覧表 別表十一の二（第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の六の関係）

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
ビル設備管理	建築物設備管理科	めつき	金属表面処理科	木工機械整備	木工科	バルコニー施工	建築科	漆器製造	木材工芸科 漆器科
園芸装飾	園芸科	アルミニウム陽極酸化処理		機械木工		建築図面製作	枠組壁建築科	貴金属・装身具製作	貴金属・宝石科
造園	造園科 森林環境保全科	切削工具研削	機械科 製材機械科	家具製作		かわらぶき	屋根科	印章彫刻	印章彫刻科
さく井	さく井科	製材のこ と 立 て	木工科 製材機械科	建具製作		とび	とび科	表装	インテリア科 表具科
金属溶解	鉄鋼科 鋳造科	電子回路接続	電子科	木型製作	木型科	左官	左官・ タイル科	塗装	塗装科
铸造	铸造科	電子機器組立て		竹工芸	竹工芸科	タイル張り		塗料調色	
粉末冶金		半導体製品製造		紙器・段ボール箱製造	紙器科	れんが積み	ブロック建築科 窯炉科	広告美術仕上げ	広告美術科
ダイカスト		電気機器組立て	電気科 メカトロニクス科	製版	製版・ 印刷科	窯炉	窯炉科	義肢・器具製作	義肢器具科
鍛造	鍛造科	家庭用電気治療器調整	理化学機器科	印刷		ブロック建築	ブロック 建築科	工業包装	工業包装科
金属熱処理	熱処理科	自動販売機調整	電子科 電気科	製本		エーエルシーパネル施工		写真	写真科
金属材料試験		鉄道車両製造・整備	鉄道車両科	プラスチック成形	プラスチック製品科	畳製作	畳科	調理	日本料理科 中国料理科 西洋料理科
機械加工	機械科	時計修理	時計科	強化プラスチック成形	ガラス科	配管	配管科 住宅設備機器科	ビルクリーニング	建築物衛生管理科
放電加工		光学機器製造	光学ガラス科 光学機器科	ガラス製品製造		浴槽設備施		フロワー装飾	フロワー装飾科
金型製作		内燃機関組立て	自動車製造科 内燃機関科	ほうろう加工	ほうろう製品科	型枠施工	建設科		
工業彫刻		縫製機械整備	縫製機械科	陶磁器製造	陶磁器科	鉄筋施工			
仕上げ		建設機械整備	建設機械科	石材施工	石材科	コンクリート圧送施工			
機械検査		農業機械整備	農業機械科	コンクリート積みブロック施工		防水施工	防水科		
機械保全		冷凍空気調和機器施工	冷凍空調機器科	パン製造	パン・ 菓子科	内装仕上げ施工	インテリア科 床仕上げ科		
油圧装置調整		染色	染色科	菓子製造		スレート施工	スレート科		
テクニカルイラストレーション		ニット製品製造	ニット科	製麺	麺科	熱絶縁施工	熱絶縁科		
機械・プラント製図		婦人子供服製造	洋裁科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	食肉科	カーテンウォール施工	サッシ・ガラス施工科		
金属プレス加工	塑性加工科	紳士服製造	洋服科	水産練り製品製造	水産物加工科	ガラス施工			
工場板金		和裁	和裁科	みそ製造	発酵科	サッシ施工	建築科 サッシ・ガラス施工科		
建築板金	塑性加工科 建築板金科	寝具製作	寝具科	酒造		ウエルポイント施工	さく井科 土木科		
鉄工	塑性加工科 造船科	帆布製品製造	帆布製品科	建築大工	建築科 枠組壁建築科	電気製図	電気科		
	構造物鉄工科 鉄道車両科	布はく縫製	縫製科	枠組壁建築		化学分析	化学分析科 公害検査科		

(番)

職業訓練指導員講習受講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長様

〒
住 所

(ふりがな)

氏 名

印

昭 年 月 日 生
平

次の職種の職業訓練指導員講習を受けたいので関係書類を添えて申請します。

受講免許職種 _____ 科

実務経歴証明書

住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 印

昭 平 年 月 日 生

上記の者は_____科の免許職種に関して下記のとおり
実務経験を有することを証明する。

(※新しいものから順に記入すること)

事業所名	地位職名	所 在 地	在 職 期 間	職 務 内 容
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
計			通算 (年 箇月)	

(証明者) 住 所 _____

団体名 _____

氏 名
(代 表 者) _____ 印

履歴書

令和 年 月 日

写 真		ふりがな			昭 和 年 月 (満 才)
		氏 名	(印)		
申請前 6箇月以内に無帽で正面半身を撮った縦4.5cm、横3.5cmのものを貼って下さい。		本 籍			
		現 住 所	(〒) (電話)		
		勤 務 先	事業所名		
			(〒) (電話) 住 所		
令和 年 月撮影					
区 分	学校、訓練校名		学科、訓練科	在 学 期 間	卒 修 中 業 了 退
最終学歴				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
訓練歴				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
これまで取得した職業訓練指導員免許		取 得 年 月 日	免 許 記 号 番 号	職 種 名	取 得 方 法 <input checked="" type="radio"/> で囲む
		年 月 日			試 申 48 験 請 H
職 歴 ※新しいものから順に記入して下さい。	事 業 所 名	職 務 内 容	所 在 地	在 職 期 間	
				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
				年 月～ 年 月 (年 箇月)	
	計			通算 (年 箇月)	

履歴書及びその他添付書類の記載内容に不正が認められたときは、その時点でそれまでの行為は無効になりますのでご注意下さい。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____ (印)

	受 講 理 由	証 明 者
1	既設の訓練科の訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。
2	新設予定の訓練科の訓練を担当するため。	"
3	新設予定の訓練施設において訓練を担当するため。	講習受付団体の長とし、証明する場合は、支庁あるいは業界、該当する事業所に確認の上、証明すること。
4	各事業所で行う分散訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。

注) ①

上記の者は、 _____ の理由により職業訓練指導員として、職業訓練施設

(分散訓練の場合は該当事業所)において訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

(証明者) 団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

注) ①には上記の受講理由の該当する番号を記入して下さい。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____ (印)

受講理由

委託訓練を担当するため。

上記の者は、_____で実施される

_____科委託訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

委託訓練実施主体（委託元）

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

委託訓練実施教育訓練施設（委託先）

住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

職業訓練指導員講習補講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長様

〒
住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

昭 年 月 日 生
平

職業訓練指導員講習の補講を、次により受けたいので関係書類を添えて申請します。

免許職種名 _____ 科

※証明欄

前回の

受講地

受講番号

受講月日 令和 年 月 日～ 年 月 日

確認機関及び担当者名

(印)

※証明欄に申請者は記入しないで下さい。

特別履修証明書

年 月 日

科卒業

氏 名
生年月日 年 月 日

上記の者は職業能力開発促進法 別表第11(第45条関係)に規定する、下記の科目を履修したことを証明する。

令和 年 月 日
(学校名)
(学長名) 印

記

北海道職業能力開発協会及び各地方協会所在地

協会名	〒	所在地	電話番号
北海道職業能力開発協会技能振興課	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
渡島地方技能訓練協会	040-0042	函館市東川町1番2号 函館市職業訓練センター内	0138-23-2769
後志職業能力開発協会	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局商工労働観光課内	0136-23-1364
空知地方技能訓練協会	073-0025	滝川市流通団地3丁目6番23号 中空知地域職業訓練センター内	0125-24-1880
上川地方技能訓練協会	079-8610	旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内	0166-46-5278
留萌地方技能訓練協会	077-0014	留萌市南町1丁目17番地 留萌地域人材開発センター内	0164-42-2663
宗谷地方技能訓練協会	097-0005	稚内市大黒3丁目4番30号 稚内市総合勤労者会館2F	0162-23-5846
オホーツク管内職業能力開発協会	090-0836	北見市東三輪5丁目1-4 北見地域職業訓練センター内	0157-61-3116
胆振地方技能訓練協会	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局商工労働観光課内	0143-24-5666
日高地方技能訓練協会	057-0005	浦河郡浦河町東町うしお2丁目3番1号 日高地域人材開発センター内	0146-22-2394
帶広地方職業能力開発協会	080-2462	帯広市西22条北2丁目29番4号 帯広職業能力開発センター内	0155-37-4936
釧路地方職業能力開発協会	084-0905	釧路市鳥取南7丁目2番20号 釧路地域職業訓練センター内	0154-52-1150
小樽地方職業訓練協会	047-0026	小樽市東雲町9番12号 小樽市事業内職業訓練センター内	0134-25-0177

各(総合)振興局所在地

(総合)振興局名	〒	所在地	担当課	電話番号
空知総合振興局	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	商工労働観光課	0126-20-0060
石狩振興局	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	"	011-204-5827
後志総合振興局	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎	"	0136-23-1362
胆振総合振興局	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号	"	0143-24-5666
日高振興局	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	"	0146-22-9281
渡島総合振興局	041-8558	函館市美原4丁目6番16号渡島合同庁舎	"	0138-47-9462
檜山振興局	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	"	0139-52-6641
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山6条19丁目1番1号上川合同庁舎	"	0166-46-5938
留萌振興局	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2留萌合同庁舎	"	0164-42-8440
宗谷総合振興局	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	"	0162-33-2528
オホーツク総合振興局	093-8585	網走市北7条西3丁目	"	0152-41-0635
十勝総合振興局	080-8588	帯広市東3条南3丁目	"	0155-27-8537
釧路総合振興局	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	"	0154-43-9181
根室振興局	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	"	0153-24-5619